

P F I に関する意見募集について

民間資金等活用事業推進委員会第 5 回総合部会

平成 1 6 年 3 月 2 3 日

P F Iに関する意見募集の結果について

P F Iに関する意見募集については、平成16年2月13日から2月27日までホームページ等を通じて行ったところ、23名より69件の御意見を頂いた。お寄せ頂いた御意見は別添のとおり。

1．御意見のステージ別の内訳

	意見数	ページ
1．実施方針及び特定事業の選定	25	1
2．事業者選定	12	11
3．契約	11	16
4．事業実施	3	18
5．事業終了時	2	20
6．その他	16	22
合計	69	

2．御意見の御提出者の内訳

	提出者数	意見数
コンサルタント	4	16
ゼネコン/設計/ディベロッパー	4	8
公務員	3	5
製造業	2	11
サービス業	2	5
金融	2	7
業界団体	2	10
その他	3	6
無記名	1	1
合計	23	69

3. 御意見の概要（ステージ別）

（１）実施方針及び特定事業の選定

応募者の提案費用に関する意見が多く、「提案費用を極力抑さえる工夫をすべき」、「落札できなかった場合あるいは落札後公共側都合で事業が終了する場合に提案費用の一部を公共側が負担する仕組みが必要」などの意見が寄せられた。

VFMについては、「金額及び算定根拠の提示の要求」、「算定方法に関する具体的提案」などの要請のほか、「VFMが適切に計上されているか疑義が残るため、ガイドライン等で算出手続きにつき統一すべき」などの意見があった。

要求水準について、「要求水準書の早期提示」、「要求水準書の明確化」に関して要望があった。

特定事業選定基準について、「選定基準を採算よりも質に置くべき」との意見や「英国の選定プロセスを参考にすべき」との意見があった。

そのほか、「質問機会が限定され、官民間で納得するまで協議できていない」、「BTOとBOTによる不動産取得税の取り扱いに関して統一すべき」との意見が寄せられた。

（２）事業者選定

事業者選定については、「評価基準が曖昧（定性面の評価が選定委員の主観のみによって決まってしまうのでは）」、「価格重視の案件が多く、低価格競争を招いている」といった指摘が複数見られたほか、「あまりに総事業費が安価な案件については、健全な事業計画を基にしているとは思えない」との意見もあった。また、「選定経緯や各選定委員による採点について一般に公表すべき」との意見も複数寄せられた。

（３）契約

「サービス購入料の基準金利決定時期」、「事業契約交渉余地の拡大」についてそれぞれ2件の意見が寄せられた。

そのほか、「落札後の構成員の指名停止に関する対応方針の明確化」、「大規模修繕の具体的な規定方法」、「事業権契約締結における議会承認リスク」、「サービス購入料の支払方法」などについて意見が寄せられた。

（４）事業実施

「事業運営評価に関して英国の具体例を参考にすべき」、「事業期間中の

担当者異動への対応について明確化が必要」などの意見が寄せられた。

(5) 事業終了時

「事業終了時の施設の取り扱いについて明確化が必要」、「事業終了後のリスク移転について英国の事例を参考に検討すべき」との意見が寄せられた。

(6) その他

税制の改正についての意見が多く、「非課税措置の対象事業の拡大」、「事業期間と耐用年数の差異に関する特例措置の創設」などの要望が4件あった。

そのほか「VFMガイドラインの見直し」、「小規模なPFI事業の資金調達に関する補助」などに関して意見が寄せられた。

1. 実施方針及び特定事業の選定

特定事業の選定後、行政の都合によりPFIを断念した場合、参加表明書を提出した企業に対してはそれまでに要した経費の補償を行うことを特定事業の選定あるいは実施方針に盛り込んで頂きたいと思えます。

入札および提案書作成の費用は応募者負担とするのが一般的ですが、最近のPFI事業はBTOが多く、必然的に施設整備に重点が置かれます。従って、「箱モノ」PFIの場合、設計事務所の負担が大きくなることから、最近は大手設計事務所は事業者あるいは代表企業（あるいは建設業者）に一部の設計料の負担を求めてくるが多くなっています。そのため、事業者として落札した事業者は除いて、例えば2番もしくは3番ぐらいまでは、提案費用の一部としていくらかの報償を提案グループに対して支払うという制度があってもいいのではないのでしょうか。

特定事業選定段階の意見と重なりますが、ほとんどのPFI事業では、提案する際のコストについては、民間事業者負担となっており、参画する各社とも非常に負担が重くのしかかります。最終的に提案書を完璧に作成したものの、入札金額の上限が公表されていないが故に少しの金額オーバーで提案書審査まで行かずに失格となる事業者をみかけますが、提案書作成費用を民間のみに負担するのであれば、入札の上限価格の公表は行って、提案書作成の労力が無駄とならないよう配慮をお願いします。

パース制作やCAD図面作成などの提案書作成負荷が大きく、事業選定されなかった場合は、事後精算費用として数十万円から数百万円の負担金支払い義務が発生します。

見栄えをよくして審査での良い評価を得ようとすればするほど、資料作成費は高騰していきます。資料枚数の制限、制作資料の形式指定(通常のWORD, EXCEL、簡易CADで、参加者自身の手で作成できる程度のもの)をして、事前の費用を抑制するルール作りの必要性を感じます。

仮に一件100万円の精算金を1年間で10件分合計1000万円支払って、全て落選した場合は、およそ1億円(利益率10%ならば)の逸注に相当しますので、PFIへの民間参加意欲が、時間の推移とともに減退してくることになります。

設計仕様の確認作業がありますので、どうしても一定の設計負荷は残ります。抜本的な改善案はなかなか難しいかもしれませんが、このままでは意欲減退を招くと思わざるを得ません。ご高配をお願い致します。

分野別の簡易モデルがあると導入への足がかりになると考えられます。特に今まで事業化されていない分野（例えば 生活交通確保のためのバス運行 施設整備を伴わない全くの維持管理・運営事業等）についてモデルがあると、あとはそれぞれ自治体固有の事情を盛り込んでいだけなので導入促進効果があると考えられます。

要求水準について

P F Iは公称「性能提案（発注）」を基本としているが、要求水準書には「仕様書を原則とする」或いは「仕様書を基準とする」等の記述があるため、提案時は「性能」で有るにもかかわらず、詳細設計時には「仕様」を求められているようである。

要求水準書に、「性能」と「仕様」の明確な区別の記述がないことが要因と思われるがいかがであろうか。

（１）今後の実施方針及び特定事業の策定・選定（特定）に関して、P F Iプロジェクトは公共に資する「高品質」の建築物及び土木構造物部の創造のために実行されるべきと考える。（従来のP F I事業方針はどちらかと言えば事業の「採算性」に重点が置かれ、また、「官」の行う事業を「民」に委託するという手続先行型で設定されてきたという傾向があるのではないか。結果として公共建築物としての「質的」配慮（国際性、社会性、ランドマーク性、建築学的な適正等）が行き届かないという懸念があったように見受けられる。）

（２）特定事業の選定に関して、個別プロジェクトの情報、選定経過、調達・評価プロセス等ができるだけ早い時期において、事前開示されるべきである。また、企業の応募手続の標準化・合理化を勧奨する。（どんなプロジェクトが、誰により、いかなる目的でP F Iプロジェクトとして選定・特定されるのかという情報が得にくい。特定事業の進捗情報の事前開示の促進、また、企業の応募上の負担（特に提出書類等）を軽減するために提案手続の標準化・合理化が強く求められている。）

実施方針及び特定事業の選定までの期間が短いので見直しが必要だと思われる英国のガイドラインの改善を参考にできる

I. 改善されている英国ガイドライン

1999年11月に公表された英国のPFIガイドラインでは、日本の事業者募集に相当する段階まで「ニーズの確認」「選択肢の評価」「ケーススタディー」「調達チームの編成」「戦略の決定」「OJECへの公表」と6つのステップが示されていたが、最新のガイドラインでは32のステップを踏まなければならなくなっている。

・汎用的な英国ガイドラインを参照

この32のステップは、実際に公共事業を進めるに当たって検討が必要だと思われる項目であり、特別に英国に特有なステップではない。従って日本のガイドラインの見直しに英国で使われているガイドラインを参考にすることができる。

・事業検討段階における検討推進の承認手続き

英国の公共事業では戦略概要ケーススタディ（日本の基本構想や基本計画に該当するもの）を事業毎に策定しなければならない。この検討業務を開始するためには、ゲートウェイ0（ゼロ）と呼ばれる承認が必要である。この承認を取る為には32項目についての検証が行われる。上記のケーススタディーが終わると、調達戦略の検討が行われる。その検討をはじめめるためにもゲートウェイ1と呼ばれる承認が必要である。この承認を取る為には31項目について検証が行われる。実際の入札手続のために工事を行う前にはゲートウェイ2と呼ばれる承認が必要である。この承認を取る為には33項目について検証が行われる。これらのほとんどは、事業をスムーズに検討するための確認事項である。

・時間をかけて検討する

公共施設は長期間に渡って使われる施設であり、最適な状態で運営する為の計画を立てるのであるから時間がかかるのは当然であると考えなければならない。現在の検討には時間が限られている場合が多く十分な検討が行われていないと思われるものがある。従って、事業実施部局外の上位の管理部局が事業検討の進捗状況が充分であるかどうかを検証する形態に変える必要がある。

・急がば回れ

無駄な検討を行わせないことと、必要な検討が適宜行われていることを確認することで複雑な事業の成功率を向上させ、検討項目は増えているものの、実質的な事業検討の時間が短縮できたことが英国の例で証明されている。

現在の官民の情報の共有状況

事前に導入可能性調査を実施して、特定事業選定をおこなった際の資料はあるが、業務入札予定価格の関係上、ほとんどの場合で事業者に対して公表していない。過去の事業の検討内容の詳細を民間と共有することは事業検討のためには不可欠なものであるため、公表の方法を見直すべきである。

英国型を参照して改善できる官民の情報の共有

・ 事業者には事前調査の詳細を全部公開

入札に参加する資格の無いものに対して募集要綱等の入札関連情報を公開する必要はない。但し、入札に参加する事業者にはPFI入札段階に至るまでに公共がPFIが適切であると判断した情報を全て公開することは重要である。事業者に公開する情報とは具体的には基本構想に該当する「戦略概要計画」や「実施可能性調査」およびそれらの計画や調査の結果、PFI手法が適切であると判断した根拠となる情報をはじめとして、事業に関わるあらゆる情報、アンケート調査、クレーム、要望などが該当する。

・ 情報室

それらの情報を1箇所にまとめ「情報室（Data Room）」として保管し、事業者毎に利用日程を割り当てて利用させる。そして公共はその情報室に「情報室管理者」を任命する。事業者は事業提案に必要な情報のコピーや追加資料の要求はこの「情報室担当者」を通して行うことができる。

・ 重要なPSC内訳の検討

特に情報室にある資料のうちPSC（パブリックセクターコンパラター：公共が事業を従来型で最も効率的に実施した場合の事業コスト）の見積もり根拠は、事業者が計画を立てるうえで重要である。なぜなら、公共が従来型の調達方法の中でベストの方法として設定した「従来型の参照事業計画」の見積価格がPSCであるため、PSCを十分に検討することによって同様の成果を達成できる「画期的で」「信頼できる」、しかも「廉価な」結果達成の方法を見つけ出すことが出来るからである。

現在の一般的な事業提案作成中の質疑応答手順

現在のわが国のPFIでは、民間事業者からの質問は書面で受け取って書面で全員に回答するという手法がとられているが、十分な回答になっていないケースが目立つ。事業者にとって事業の前提条件を明確にすることは良い提案を出す為には不可欠なので、質疑の方法を改善する必要がある。

英国型を参照して改善できるPFIの質疑応答手順

・個別に行われる質疑応答

導入可能性調査の段階で十分なヒヤリングを行えば、実施方針公表の段階での質問応答の必要性は無い。募集要綱を配布した後に質問を受け付ける。従って質問は個別の提案も含めて事業者毎に行うことが適切である。

・質疑応答の手順

質問内容を個別説明会の4日前に書面で提出させる。質問の分野は、技術関連質問、法務関連質問、財務関連質問の3つに分けて提出させる。そして事業者の質問に対して適切に説明出来る担当者及び専門家が一堂に集まって説明会を開催する。この方法が取られるのは、事業者の質問に対して書面で答えるだけの方法では、公共の返答内容に新たな質問がでた場合に対応できないからである。質問への回答に関して、新しい情報として他の事業者に提示すべきであるものが出てきた場合には、事業者全員に追加書類として配布する。

・事業提案に関わる非開示情報

但し、質問内容には具体的な提案内容も含まれており、その提案内容を他の事業者に開示することを事業者が希望しない場合には、質疑応答の内容が開示されないこともありうる。

・許可はしないが評価できない提案は指摘する

質疑応答は、事業者提案を許可するものではないことは重要である。説明会で公共は事業提案を認めるかどうかの判断はしないが、明らかに事業者の提案がそのまま出されるとその評価が低いことが明白な場合には、その旨を指摘する。これは、落札できない可能性の高い事業提案の検討は無駄なものとなるので、事業者の負担を軽減するためである。

・複数回行われる質問に対する説明会

このようにして事業者の質問に返答する機会は、例えば事業提案機関が3ヶ月あれば月に1回程度、合計3回開催する。

この事業者の質問に対して応答する仕組みは募集要項に記載すれば済む問題であるがガイドライン等に記載して導入を促進した方がよいと考えられる。

公設民営或いはDBOをPFIとして実施方針などを公表する自治体が多い。

民間資金は一切投入されない事業（本来の事業の目的以外のところにのみ民間資金が使われる案件を含む。）について、どの様な根拠で本事業がPFI事業と位置づけられたのか理解に苦しみます。また、今後この様な（表向きにはPFIをやっているようで、実質的には従来型と変らない）手法が増えることで、本来のPFIのあるべき姿が損なわれる恐れがあり、「主たる事業に民間資金が使用されない事業」については、「PFI事業」と位置づけられないよう明確化されるべきである。

PFIを一応は検討するが時間がない、知識がない、やったことがないなどの理由で従来型とする自治体が多い。国の政策でPFIを推進する以上、ある程度のPFI検討の義務付けが必要である。PFIの可能性調査を実施し、PFIを実施できない正当な理由（VFMが出ない等）がある場合を除き、PFIを実施するようにすべきである。

廃棄物処理施設でリスクの多いガス化溶融炉を機種として指定するケースが多々あるが、PFIはあくまで「何を建設する」ではなく「どの様なサービスを提供する」かが肝心であり、公共の要求水準に対して、アウトプットを達成するまでのプロセス（機種選定）は民間に任せるべきである。

事業契約締結にあたり、地方公共団体案件の場合、議会承認が必要となりますが、その議会承認、不承認のリスクを民間負担とする場合が多いですが、ガイドラインによる「リスクを適切に管理できるものがそのリスクを負担する」原則から考えると、このリスクは民間では管理できないことから、行政サイドで負担すべきと考えます。

公表される資料として、実施方針、特定事業選定、入札説明書、要求水準書、事業契約書案、落札者決定基準などが主な資料ですが、この中で、要求水準書については入札説明書と同時に公表されるケースが多いですが、事業に参画するにあたって、自社が保有する経営ノウハウあるいは財務ノウハウを活かすことができるか否かはこの要求水準書に大きく左右されると考えます。従って、入札説明書を公表する前に（できれば実施方針と同タイミングに）案として公表していただければ、事業に参画するかどうか、どの企業もより適格に判断できるのではないかと考えます。

事業に参画する条件として、建設業務担当会社は直近の経営事項審査点数が点以上、がつけられるケースが多いですが、時々その点数が極めて高い設定がされているケースがあります。経審を設定する場合の基準設定の根拠を付記する必要があると考えます。

現状のPFIでは、特定事業の選定で公表するVFMの結果が %と割合のみになっているケースが多く、そのほとんどがPSC、PFI-LCCの金額比較がありません。本来PFIで実施することの一つの大きな指標がどのように算出されたかはともかく、その金額も公表されないのは「透明性」を原則とするPFI法の主旨にも反するのではないのでしょうか。今後のPFIでは両基準の金額とその算出根拠の提示をお願いしたいと思います。

これまで我が国において行われてきた、地方公共団体による試行的なプロジェクトを含む様々なPFI事業の実態を踏まえ、建築物の機能やライフサイクルコストを大きく左右し、また、供用開始後のトラブル・不確定要因となるケースが多い空調衛生設備（冷暖房空調設備及び給排水衛生設備）の工事を担当する産業分野の立場から、次のとおり意見を申し述べます。

これまで実施されてきたPFI事業の事業期間が、ほとんどの場合、建築設備の大改修が必要とならない期間ということで、15～20年となっており、また、BTO方式で、工事完了後直ちに発注者に所有権を引き渡すこととなっています。この結果、SPCに参加する建設業者にとっては、いわば、単に保証期間を延長した建築工事という認識が生じたり、また、当業界企業が保有するノウハウを生かした、施設の本来のライフサイクルを見据えた提案が立案段階で採り入れられにくいきらいがあります。施設の耐用年数程度に事業期間を延長するか、事業期間終了時に、施設がその後も社会経済上適切に運営できるよう、何らかの手当が必要と考えます。

VFM計算に関する問題点 現時点で行われているVFMの計算においては、民間事業者で必要な以下のような費用が適切に計上されていない場合が多いように思います。

プロジェクトファイナンスに関するアップフロントフィーなどの手数料や金融機関弁護士費用

開業準備費（大型案件では、実際は億単位にかかるものも、非常に低額で計上されていることが多い）

運転資本、予備費など

これは、リスク調整もしないで、単純な価格比較でVFMを出そうとしていることに起因していると思います。

リスクの定量化やPFI事業の民間事業者に当たり前にかかる費用については、ある程度の精度を持ったガイドラインを策定して、VFM検討の精度を案件間にばらつきのないように統一することが必要だと思います。

また、依然として、ライフサイクルコストの削減率を設定して、VFM発生のメカニズム的な検証、移転したリスクの定量化、市場サウンディングによる検証などを行わずに、単純にPSCにその削減率を乗じてVFMテストを行っている案件が多いと思われます。こうした手順についても、必要最低限のVFM発生の検証手続きをガイドラインで統一することが必要だと思います。

VFMの中のLC設計、LC評価について共通の土俵がないため、結果としてトータルなVFM評価となっていない事例が多いようです。

PSCの算定において、修繕については従来の実績に基づき事後保全ベースで行われることが多く、このような場合にはPFI事業で求められる公共サービス水準と一致せず、VFM評価において適切ではありません。PFI事業のLCCとPSCの比較における公共サービス水準の同一性を担保するために、PSCの算定はPFI事業のLCC算定と同様、予防保全ベースで行われるべきと考えます。

PFI事業のLCC算定においては、期待値的なコストダウンが設定されている場合が多くありますが、一方、要求水準は多くの項目について従来以上の水準が設定されており、VFM評価と要求水準との整合が取れていません。

VFMの算定根拠、判断基準（リスク定量化の内容）及び内訳、定性的評価の場合の評価方法などが不明確です。（特に維持管理費の算定についてはばらつきが多い）

<参考> BELCAの試算では、40年間供用する建物の場合には建設コストの約3倍の維持保全コストが、100年間供用する建物の場合には約6倍の維持保全コストがかかるという結果になっています。施設供用期間中のコストとして維持保全コストが大きく影響します。また、大規模修繕は通常竣工後10年～20年の間に行われます。事業期間の設定によってはPFI事業対象から外すことができますが、事業期間後に大きな費用負担が発生します。

実施方針及び特定事業の選定

ローンの実行のタイミングは、施設の引渡時になるのが、一般的だと思われませんが、金利の固定時期が施設引渡時より前になる場合（契約時、着工等）、現状のPFI案件の大半が基準金利としてSWAPのスポットレートを採用しているため、事業者が金利の固定時期から施設引渡までの金利変動リスクが発生致します。この場合、当該期間の変動分をプレミアムとして見込まねばならないため、官にとってのコストアップになるだけでなく、事業者に対し過大なリスクを課すものと思われまます。当該リスクを回避するために金利固定時期を施設引渡時（ローン実行時）とできるような仕組み作りをして頂けるようお願い致します。（予想を超える金利変動が発生した場合、SPCの資金調達に支障を来す恐れもあります。）

実施方針及び特定事業の選定

PFI事業に関して、BTO、BOTに拘わらず、不動産取得税が課税されない措置をとって頂けるようお願い致します。また、課税される場合でも、官側の負担として頂くのが理想的ですが、事業者が負担する場合でも、公租公課は民間事業者の創意工夫で優劣が付くものではありませんので、募集要項等に明記し、不動産取得税を見込む事業者と見込まない事業者で不公平が生じないような仕組み作りをして頂けるようお願い致します。

実施方針及び特定事業の選定

設計業務、工事監理業務、建設業務、維持管理業務等を担当する企業のみを構成員、協力企業に限定するケースがありますが、本来、PFI事業というものは従来の公共発注と違って、事業計画の策定、ファイナンス、SPCの開設及びその運営管理、設備設置等、多彩な業務が含まれており、そもそも公共発注とPFIの大きな相違点は民間事業者側でファイナンスをアレンジし、SPCを安定、継続的に運営することにあると考えられることから、このような形で構成員を限定してしまうことは官側にも事業者側にもなんのメリットもないばかりか、事業者の自由で活発な提案を阻害し、構成員以外のメンバーのモチベーション、事業に対する責任感を低下させてしまう結果となります。今後、様々なタイプのPFI案件が出てくると予想されますが、このようなことが起きないように仕組み作りをして頂けるようお願い致します。

実施方針及び特定事業の選定

現在、質問機会が2、3度あるだけで、それも一方的に官側からの考えを示すだけで、ほとんど事業者の意見が官側に反映されることがないように思われます。結果として、落札後、契約内容について事業者と官側の交渉が難航するケースも少なくはありません。事業者募集に関して、質問書、意見書等の文書のやり取りだけでなく、事前のヒアリングの機会を増やしていく等、事業者からもっと意見を吸い上げる仕組み作りをして頂けるよう要望いたします。また、多くの場合、契約書は入札公告時に公表され、質問機会はあるものの事業者の意見はほとんど反映されず、結果として官側の考えのみが強く反映された契約書になってしまっているようです。契約書については、案の段階で早期に公表し（実施方針公表時等）、事前に事業者から意見を広く取り入れて、よりお互いの利点を生かした契約書を作成できるような仕組み作りをして頂けるよう要望致します。

実施方針及び特定事業の選定

SPCは、現在はほとんどの案件において、株式会社で設立することを規定するケースが多くなっています。そもそもSPC設立を条件とするのは、構成員が例え事業期間中に破綻したとしても、SPCは破綻しない倒産隔離の仕組みの構築を期待してのことと推察されますので、その仕組みが出来ていれば、SPCは株式会社にする必要は全くなく、有限会社でもなんら差し支えないと思料します。株式会社に致しますと、有限会社と比べ、手続き等が煩雑になるだけでなく、余計なコストアップに繋がることとなります。

入札説明書説明会について、説明会の日程が公表されて一週間以内に開催する案件が多く見かけられますが、せめて10日前に説明会の日程だけでも事前に公表していただきたい。また説明会が入札説明書の棒読みの説明会が多いですが、無意味なので、細かく砕いた説明会としていただきたいと思えます。

今までは、実績主義で決められていたが、新規募集からは、実力主義に改めるべきである。プロポーザルを優先し優れた業者が選定されるべきである。大企業が中小企業を支配する下請け方式は排除し、中小企業が適正対価を受け取れるべきである。入札金額はダンピングを防止すべきである。しかしながら、日本は人件費が世界で一番高い国となってしまった為、どういう事業を行うにも高額事業になってしまう。又、役所、企業、大学、産官学共同では望ましいが気を付けないと、癒着構造が、発生するので、事業者選別は、利害関係のない第三者が選定すべきである。権限が一つの機関に集中しないよう、複数で選別し、両方に拒否権を与えるべきである。

2. 事業者選定

選定基準は定量面と定性面とに分けられ、その点数配分は明確になっているように見受けられますが、以下について曖昧さが有るように思います。定性面の点数の基準が、個々の選考委員の基準に委ねられているのではないか。選考委員全員での当該案件に対する確認基準がないこと、このため同じ項目についての点数基準が各委員によって異なり、その差の客観的説明のないが故に、どうしても主観臭の強い選定結果になっているのではないのでしょうか。

PFI事業は、安全性、品質に優れた施設の整備や維持管理等を従前の発注方法と比較し安価で提供するものであり、その主旨から最も安価な提案を行ったグループ（企業）が選定されることに異議はない。しかし、PSCより30～40%以上も低い金額を提案した事業者が、果たして最も優れているのでしょうか。

以下疑問点を記述します。

* 30～40%以上も低い提案イニシャルコスト及びランニングコストを、安全性、品質に優れた施設整備や維持管理等に対する適切な金額であると、どのようなかたちで判定しているのか。

* SPCは企業であり、健全な法人としての適切な利益、配当、事業税等の納入などの権利と義務を有する。このような低い提案金額によるSPCが企業としての健全な態をなしているのだろうか。資金不足になれば追加融資や追加出資を行えばいいといった安易な収支計画になってはいないか。当初より健全な企業としての収支計画が検討されているのか。といった内容の判定は、残念ながら皆無に近いのではないのでしょうか。

ただ単に低い提案金額に定量面で満点が与えられている現状では、維持管理期間中での危うさを先送りしているようではない。PFI事業に多くの企業が参加出来るよう、魅力ある事業として発展すること心から願っています。

(1) 事業者選定の手続き(入札・プロポーサル・契約手続等)は「公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画」(1994年1月18日閣議了解)及び「WTO政府調達に関する協定」に準ずるよう勧奨する。

(2) 事業者選定にあたっては、国際的な建設技術が(例:「地区の都市計画等を含む、プロジェクトのマスタープラン」、「デザイン・アーキテクト(Design Architect)」、「PM・CM」等)事業者選定・特定のための基準のひとつとして積極的に評価されるべきと思料する。

(3) 事業者の非選定理由は書面にて具体的に応募者へ伝達されるべきである。

現在の一般的なPFIの事業評価手順

現在のPFI事業では事業者提案の評価基準と評価点が示され、それに基づいて学識経験者や発注者幹部が審査を行い、点数によって事業者が決定されている。しかしながら、この方法に対しては評価基準が明確で無いと改善要求も出ており、評価に関する訴訟も起きていることから、評価方法の抜本的な見直しが必要であると考えられる。

英国型を参照して改善できるPFIの事業評価手順

・評価の視点の明確化

事業者提案書類を作成させる理由を明確に示し、提案書類のそれぞれをどのような観点で評価するかを提示する。

・提出する事業提案

提出する事業提案は、

公共が要求する施設だけを作る提案(事業期間終了時に施設を無償譲渡する場合の金額を提示するもの『参照用』)、

同じ提案の支払条件を変更して公共の支払額が少なくなる提案(提案内容自体は とおなじもの)、

事業者の提案する収益事業案などを含めたベスト提案。この の事業提案には、必ず の事業提案との内訳比較表をつけることを要求する。このような3段階の比較表を作成することで、全く異なった の事業者提案が比較できるようになる。

・評価専門委員会による1次審査

技術・法務・財務の3つの評価専門委員会に持たせ、事業者の提出書類も3つに分類して提出させる。事業者は評価専門委員会毎に3回の専門プレゼンテーションを行い、専門委員会からの質疑応答に基づいて追加書類を提出する。

・最終評価と総合プレゼンテーション

中央委員会は専門委員会からの分野別の評価を受け取って事業提案の比較を行う。必要に応じて、専門部会が評価した結果を参考にしながら、事業者に総合プレゼンテーションを行わせる。

公共にとっては正式な入札書類が であり、 と は参照の書類と考えることができる。また、この方法は事業者にとっても公平性が増すので喜ばしく受け止められるであろうし、事業者の負担がそれほど増えるとは考えられない。

採算を無視した低価格で落札されるケースが多いが、VFMが出る限り予定価格を設定しそれ以下は評価しないような方法を取るべきである。

審査委員会について、現在審査委員会の配点は各審査委員がつけた点数を合算して当該人数で除算した結果を公表する案件がほとんどですが、透明性を確保することを考慮し、意図的な配点を避けるためにも各人がどのグループのどの提案書に何点つけたかを公表していただきたいと考えます。

事業者を選定する審査委員会は非公開の案件がほとんどですが、透明性を追求するのであれば、公開することもあってよいのではないのでしょうか。ほとんどが非公開で、唯一合同庁舎7号館の審査議事録が公表されたのがある程度です。提案する民間サイドからすると少なくとも提案日前の数ヶ月は相当な時間と労力、コストをかけて提案書の作成を実施しており、それが数枚の審査講評（それすらも出ない場合があります）で落選してしまうというのも、如何かと思いません。

これまで我が国において行われてきた、地方公共団体による試行的なプロジェクトを含む様々なPFI事業の実態を踏まえ、建築物の機能やライフサイクルコストを大きく左右し、また、供用開始後のトラブル・不確定要因となるケースが多い空調衛生設備（冷暖房空調設備及び給排水衛生設備）の工事を担当する産業分野の立場から、次のとおり意見を申し述べます。

SPC及びそれに至るまでの提案を行うグループ（構成企業及び協力企業）の運営の実態をみますと、提案内容の技術的な諸元等については、専門家の知識が集約されていることは間違いありませんが、それに要する経費については、当初に見積もり等が取られるものの、最終的な提案に当たってどのように整理されたかは、全くのブラックボックスと化するケースがほとんどとなっています。SPC等の運営については、「民対民」の関係であって、発注者が口を出せないというのが、一般的な見方としてありますが、ともすれば、「たくさん出資した企業が勝ち」という力学が働き、出資額は少ないが施設の建設・運営・管理に当たって重要な役割を占める企業が、自信と責任をもって役割を果たし、国民に対して十分な公共サービスを提供するというPFI事業本来の目的が脅かされかねないと考えます。特に、我が国の建設生産システムには、非近代的な元請・下請関係も残存しているのが実態で、これを放置すれば、PFI事業全体に対する不正感が拡がるおそれがあります。こういった問題の解決のため、事業者選定に当たっては、SPC内部での資金の配分等事業の根幹に関わる事項がどのように決定されるかについて、十分審査することが必要と考えます。また、SPCの出資者から独立して、事業全体のために判断を行う仕組み（プロジェクト・マネージャー等）について、その役割等のガイドラインを定め、採用を義務づける等の措置が必要と考えます。

基本方針およびガイドラインでは、VFMの算定について「民間事業者からの税収その他の収入等を適切に調整する。」となっている。しかしながら、実際には反映していない案件がほとんどであり、財政負担削減への貢献を正しく評価できていない。民間収益部分から生ずる地代・税収等を、リスクを調整した上で価格評価の対象とすべきである。そのため、基本方針・VFMガイドラインを「民間事業者からの税収・地代その他の収入等を適切に調整」と改め、事業者選定についても、基本方針・実施プロセスガイドラインで同様に改める。また、予決令に基づく国務大臣と財務大臣との包括協議においても、入札価格に税収・地代等を適切に調整した価格を基本とする旨を定める。

(1) 運営維持管理期間におけるライフサイクルコストの評価に関する問題点 導入可能性調査において、運営維持管理期間における費用（特に人件費の水準、実施体制、シフト形態、常雇用・臨時の違いなど）を精度高く検証している案件が少ないため、民間企業からの提案において、初期投資費用と運営維持管理費のバランスが、各提案ごとに大きく異なっている場合でも、行政側の基準となる案がないことから、適切な評価ができず、各提案におけるバランスの相違に関する根拠を求めることも出来ずに、それぞれの提案をそのまま同じように評価しているケースが散見されます。場合によっては、運営維持管理期間の提案費用について、方法論の違いが無いにもかかわらず、提案費用に2倍の開きがあるようなケースもあるように聞いています。これは、導入可能性調査のアドバイザーを価格入札によって、必要な費用が確保できない価格で選定したり、導入可能性調査の手順や検討の精度に関して、ガイドラインがないことに起因すると思われる。上記検討のための、精度の高いガイドラインの策定が望まれます。

(2) 事業収益性の確保に関する問題点 民間企業からの提案は、価格競争力を確保するために、ぎりぎりの費用水準による提案（つまり行政側からの支払いを最小化する）になる。このため、SPCの事業収益性自体をある程度犠牲にした提案（PIRR、EI RR、DSCRなどが極端に低いもの）となる傾向がある。事業計画における事業収益性の評価は、全体に占める評点からすると微小なため、上記のような極端に低い事業収益性の提案でも、提案内容がよく、全体に価格競争力があれば、落札してしまう場合があります。ただし、極端に低い事業収益性は、公共サービスに継続性の確保やプロジェクトファイナンスにおける事業の経済的な交換性の確保（ステップイン条件の大前提）を阻害し、最終的には公共側の不利益につながると思料します。公共側のガイドラインにおいて、適切な事業収益性の水準に誘導したり、価格評価のウェイトを小さくするなどして、適正な収益性水準での価格や提案内容の競争が実現することが望まれます。

現在多く用いられている事業者選定方式は、評価点÷事業費です。この選定方式では、評価点を高めるよりも事業費を下げた方が容易に事業者選定評価を高めることができるため、単なる価格競争になりがちです。VFMをきちんと評価できる事業者選定評価方法を選定するため、各事業特性により価格要素と性能要素の割合を定める事業者選定方式として事前に評価方法を公表するなど透明性の確保を図るべきと考えます。

審査において、より公平で透明な審査の仕組み作りをして頂けるようお願い致します。例えば、公開審査、審査委員会の議事録の公開等、従来 of 公共事業の不透明性を打破できるような仕組み作りをして頂けるようお願い致します。また、審査委員会のメンバーにも専門性が高く、事業者側の提案内容を十分に理解の上、適切に評価できる人を選任して頂けるようお願いいたします。

3 . 契約

P F I 事業では、通常、落札者決定後に S P C の設立等に時間を要することや契約が議会案件となるため、落札者決定後、事業契約までに相当の期間を必要とする。この間に落札グループ構成員が指名停止となった場合に、契約の是非について明確な基準がないため、通達等で明らかにすべき。

割賦の基準金利の設定日は、施設の譲渡日の直前として、フォワードスワップの負担を回避していただきたい。この部分はコーポレートリスクとなりがちで応募者、特に代表企業の体力勝負とされ、地元の企業が参加しにくい最大の原因となっている。

B T O 方式の場合に、大規模修繕を契約に盛りこみ義務化するのは、応募者側のモラルハザードの誘因となりがちであり好ましくない。契約に基づく債務は、事業開始時からそう遠くない時期に履行されるものに限定すべきで、15年超の将来の履行では、社会や技術の変化、進歩により、不測のトラブルと、受注のために敢えてこの種のリスクを小さく想定するモラルハザードとを引き起こしかねない。

S P C との事業契約について、議会の承認が得られないリスクが民間側とされていることが多い。自治体側の事情は理解されるものの、国際標準からみれば、明らかに片務契約であり国のリーダーシップにより、是正をはかってほしい。将来、外国金融機関が我国の大型 P F I 案件に参加の際に問題となりかねない。

B T O 方式における割賦の支払い方法が、元利均等とされているケースが多いが、事業期間中に金利の見直しが条件とされている場合は、元金均等方式とするよう、ご指導いただきたい。元利均等では事業開始当初支払い額の中の、金利部分を大きくしてあるので、見直し時に元金均等よりも元金が大きく残り、将来の金利上昇リスクがその分大きくなる。また期間中の合計金利支払額も、単に数学的に元金均等よりも大きくなるので、公共にとって好ましくない。

施設整備に関わる契約履行保証の締結を条件とする場合は、建設会社が付保する工事履行保証に対する質権設定でもよいとしていただきたい。工事履行保証とは別に履行保証を義務づけるのは保証の二重付保となり、コストの無駄でありかつ S P C への信用供与という点から、銀行や保険会社の拒絶に会うことも考えられ好ましくない。

公募段階での契約書案を事業者に押し付ける傾向がある。官民での交渉の余地を設けるべきである。それでなければ、本来の PPP は達成できません。

割賦基準金利に関する意見です。事業契約で割賦基準金利決定から引渡しまで1年を超えるもの（2年近いものもある）があります。長期の金利変動リスクを民間が負えば、リスクヘッジにかなりのコストを要し、結果として公共側の負担が増えることになると思います。また、あまり長期にわたる場合はリスクヘッジできない可能性もあります。このような扱いはPFIの今後の普及に際して妨げになると思います。予算計上の関係もあるのですが、できる限り基準金利決定日を後倒しに（可能な限り引渡し日に近づける）して下さるようお願いいたします。

契約に関しては、以下の点が問題だと思えます。

総合評価一般競争入札が多く、運営要素が多く複雑な事業については、公共側の要求水準が最後まで、民間事業者に十分理解されず提案書がかかれ、結局契約を締結する段階で、官民の思い込みの違いが発覚して、費用的な調整、場合によってはせっかくの要求水準を下げるような場合が多く見られます。やはり、複雑な事業については、民間事業者がある程度の数に絞られた提案前の段階で、要求水準をきちっとあわせるための交渉が、総合評価一般競争入札の場合でも必要だと思えます。

モニタリングに関する方法論と支払方法が実務的なレベルで詰められないまま、契約が締結され、このリスクは、民間事業者も金融機関も飲み込んで事業が開始されておりますので。なるべく契約前での方法論や条件の明確化を実務レベルで行うような誘導が必要です。

1．事業契約雛型作成の試み

公共側での作業としては、特定事業契約書案の作成がもっとも重たい訳で、対象選定事業の種類を問わずに適用される総則的条項（一般条項）をGeneral Conditionsとして雛型化し、あと、対象選定事業の種別（例：廃棄物処理事業）に応じて、特別規定をSpecial Conditionsとして例文化するような試みがあっても良いように思います。

2．直接協定雛型作成の試み

行政と金融機関との直接協定は、BOT方式・BTO方式・BOO方式で留意点も微妙に異なります。雛型作成が無理な場合にも、契約ガイドラインの記述をもっと詳細にした、直接協定ガイドラインのような論点集・留意事項集があれば公共の方々にはかなり便利なのではないかと思えます。

民間事業者の選定以降に設計変更した場合は、LCCの試算を行い、LCCの増減をしてください。

事業期間が長期の場合、当初の要求水準通りで対応できるかどうかかわからないので、事業のすべての期間にわたって固定するのではなく、一定期間ごとに見直しや協議規定を設けておくことが望ましい。

BOT方式の場合、事業期間終了後の瑕疵担保責任について明確にしてください。

4 . 事業実施

特定目的会社（SPC）が実際の工事履行会社（設計、コンサルタント、土木・建築工事等、協力会社を含む）に対して適正な対価を支払うことを保証すべきことを勧奨する。

現在の事業実施段階でのサービスの評価

わが国では事業者のサービスの業績が公共が求める業績に達していない場合には減額を行うという英国型PFIの考え方だけは導入されているにもかかわらず、導入可能性調査の段階で「事業者のサービス業績に連動した支払の仕組み」を検討していない。その結果、事業実施段階でのサービスを評価する指標がない。わが国でも、英国と同様に、事業の実施段階で公共サービスの向上の競争をさせる為の指標を導入することはPFIだけでなく、全ての公共サービスにとって有用である。

英国型を参照して改善できるサービスの評価

．公共が規定する事業の枠組み

事業の実施可能性調査の段階からこの仕組みを導入する為に 事業者に委託する業務、 その委託したサービスの要求水準、 要求水準以下のサービスであった場合の対処方法を公共が規定する。

．サービスパフォーマンスを評価する指数が必要

この3つの中の2番目のものが公共サービスの要求水準を示す基準であるが、英国ではこれを主要業績指数（KPI：Key Performance Indicator）と呼んでおり、国や公的機関が規定して、サービスの継続的な改善を行おうとしている。ちなみに、顧客満足度指標、環境指標、人的指標がありレーダーチャートで目標値と実績値を比較する方法が良く用いられる。

．主要業績指標の事例

例えば建設資材産業のKPIとしては通商産業省（Department of Trade and Industry）と建設資材協会（Construction products association）が決めた顧客満足度指標として 品質、 信用度、 販売時の情報、 アフターサービス、 VFM が、環境指標として エネルギー消費、 水消費、 廃棄物削減、 運送量、 梱包管理 が、人的指標として 安全性、 病欠、 研修、 資格、 品質とばらつき が用いられている。

．競争がサービスの質を向上させる

サービスの質を向上させるためには、KPIを示すだけでなく、優秀な事業には賞を与えることが必要。賞を獲得するために競争が起こり、サービスをより向上させることが既に海外で証明されている。例えば英国には政府が与えるビーコン賞（品質の高さを証明する表彰）、PFI専門誌が与えるベストPFI賞などがある。

事業実施に関しては、公共側の人事異動リスクが大きいと思います。英国PFIで行われているように、Full Business Caseという形で、事業が実施される前に、導入可能性の検討から始まって、契約締結までの全内容（出来れば最終的に運営開始まで）をひとつの資料としてまとめ、長い事業期間において公共側の事業に関する理解度や認識、ノウハウ蓄積の度をそろえていくことを制度化すべきだと思います。

5 . 事業終了時

現在の契約期間と終了時の取扱

わが国のPFIでは施設の耐用年数に比較して短い期間で契約を締結することが多いが、耐用年数の長い施設はなるべく長い事業契約を締結するべきである。実際に契約終了時に改築工事をさせて契約期間終了後にも不具合リスクを事業者にとらせようとしているケースがあるが、リスクの過度の移転であるとクレームが出ている。契約期間が施設の耐用年数一杯まで延長できればこのような問題は発生しない。ライフサイクルコストでのVFMを算定する必要がある。

英国型を参照して改善できる

. 古くなった施設の不具合リスク移転を事業者移転する

施設は古くなればなるほど不具合が発生する可能性が増えてくるので、古くなった際に生じる施設の不具合リスクを事業者に移転することでVFMは向上する。

. 契約終了時の残存価値低下リスクを事業者に移転する方法

施設の残存価値の低下リスクを事業者に移転するために必要な3つの入札額内訳を提示させる。

公共が求める施設だけを整備し、事業期間終了後に無償譲渡する場合の年間支払額の提示（これは全員の条件をそろえて比較するために必要：参考書類）

前述の支払条件を変更した最も低い年間支払額の提示（一般的には事業者は施設の残存価値を保証することによって低い年間支払額を提示する。但し、事業者の維持管理が不適切で事業終了時の残存価値が保証したものよりも低かった場合には、事業者はその実際の残存価値しか受け取ることはできない：参考書類）

公共が求める施設だけでなく、事業者が収益事業として利用する施設も含めた提案に基づいた年間支払額を提示させる。但し、見積もりの内訳に関しては前述の公共が求める施設だけを整備した時とどのように変わるかの比較表を添付することが求められる。（これが正式の入札書）事業者毎に資本金や金融機関からの借入額が異なる為、保証できる残存価値が事業者毎に異なってくることは容易に想像できるが、この方法によって、異なった条件の入札の比較が出来るようになると同時に施設の残存価値の低下リスクを事業者に移転することが出来るようになる。

. 契約の延長もしくは事業者交代

契約終了時に、施設を公共の運営に切り替えると、古くなった施設の不具合リスクを公共が取ることになる。事業者の運営に満足している場合には契約の延長が必要である。事業者の運営に満足していない場合には、運営業者選定入札を行うが、新しい事業者に代える場合には、新しい事業者の施設購入代金を古い事業者への残存価値支払の資金源とすることができる。資産価値が高ければ公共に利益が生じるし、資産価値が低ければ支払額も低いものとなるので公共に損失は生じない。

事業終了時の建物の状態を明確にしておく必要があると考えます。そのためには性能低下の許容範囲や、事業期間終了後の建物の使用年数も明確にしておく必要があります。これらが明確になっていないと、性能水準を満たしているかどうかの判断が困難であり、事業期間終了時に大規模修繕を事業者が行なわなければならないかもはっきりしません。

PFI事業のLCCと事業期間終了後も含めた本来のLCCにギャップ（乖離・矛盾）がある場合があります。また、事業期間終了後も含めたLCCの提出を求められる場合がありますが、これの扱いが不明確なことがあります。

6. その他

P F I事業を実施するにあたって、税（法人税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税等）の非課税措置等があるのは、港湾施設等の事業に限られており、それ以外のものは、税の非課税措置等が受けられない状況となっています。公共団体が自ら事業を実施する場合とP F I事業として実施する場合の財政支援措置のイコールフットィングが図られるよう、P F I事業として実施する場合も税の非課税措置等が受けられるよう諸制度の見直しを実施されることを要望します。

V F Mガイドラインの拡充・見直しについて行政内部でのP F I導入検討段階で、施設建設費の削減率や市中金利、割引率、D S C Rなどの財務指標、リスク移転などが不明で、V F Mの可能性が問題になり、導入可能性調査費の要求ができない状況にある。P F Iを一層効果的に活用するためにも、V F Mのガイドラインを拡充・見直しし、実務レベルで活用可能なものとすべき。

P F I法の対象事業についてP F I法第2条で「公共施設等」が定義されているが、P F Iをもっと広義に解釈し、経済産業省で検討しているP P P (パブリック・プライベート・パートナーシップ)のように、維持管理の委託のみや維持管理・運営委託など施設建設を伴わない事業まで拡大できないか。また、施設建設のみの事業(維持管理・運営を伴わない事業)がP F Iとして実施されようとしている事例があるが、施設の設計・建設のみであってもP F I法の対象となることが分かるように条文を改正すべき。税制改正要望についてB T Oについては、S P Cが原始取得者となり未使用のまま6ヶ月以内に行政側に施設を譲渡すれば、不動産取得税が課税されないこととなっているが、法の抜け道を利用していると税務担当者は感じている。P F I事業の場合は、B T Oなどの事業方式にかかわらず、不動産取得税が課税されないことを明確にすべきであるし、固定資産税の減免や法人税の特別償却制度の創設など、従来方式とのイコールフットィングを図るべき。

B O T方式のP F I事業で、税制優遇措置を早急に改善してもらいたい。施設の減価償却期間よりも事業期間が短いために、事業期間最終年度には高額の減価償却損が発生してしまいます。B O TではS P Cが施設を所有している期間は事業期間に限られています。事業期間内に全額減価償却できるようにしてもらいたい。

(1) P F Iの個別プロジェクトに関する情報(例：プロジェクトの名称、発注体、選定状況、プロジェクトの進捗状況 - 「構想段階」、「設計段階」等、S P C構成員、プロジェクトについての問い合わせ窓口等)を内閣府のホームページにて公開(無料)することを勧奨する。

PFI事業の契約期間内に施設の減価償却が完了しないケースがあります。契約満了時に多額の残存簿価を損金処理することが想定され、一時的ではありますが、大幅な赤字決算になります。会計及び税制面での特別な措置が求められます。

PFIは、新しい公共事業の手法として、民間の持つノウハウを活かすことが出来、極めて有効な手法です。これをさらに発展させるため、次の点についてご考慮願いたい。

- 1．地方自治体の外郭団体が行う事業の場合、PFI対象事業とならないので、準用規定を設けて外郭団体事業への適用の道を開いてほしい。
- 2．外郭団体の行うプロジェクト型の事業では、PFIは有効な手法となり得る。この場合外郭団体がプロジェクトをPFI的手法（準用して）で実施しようとする、相手方（民間側）の資金調達について、プロジェクトファイナンスとしての信頼度が低いという問題が発生する。このため、自治体の政策事業として実施する外郭団体のPFI型プロジェクトについて、自治体が信用供与できる制度をつくってほしい。

PFI法に基づくPFI事業も130を超えておりますが、その事業の内容を実施方針や募集要項などで見るにつけ、「本当にこの事業はPFI法に基づいた事業と言えるのだろうか」と思ってしまう事業もあるように思います。PFI法に基づいているかどうかという判断する組織が必要ではないかと思えます。

公共事業の抜本的改革

英国ではタスクフォースがPFIのガイドラインを作成した後、OGC (Office of Government Commerce : 公共商業事務所) が設立され、PFIのガイドラインとそれまでに整備されていた公共調達ガイドライン(CUPガイダンス)を包括的に統合した。OGCのルールは、まず中央省庁とエージェンシー、省庁の管轄下に無い公益法人に適用され、現在地方自治体にもOGCルールの適用が広がっている。このような中央省庁の政策の背景にある「PFIを含めた官民のパートナーシップをどのように進めていくかの方針」と「具体的なPPP推進の提言」をした第2ペーヅ報告書は参考になる。

官民のパートナーシップである以上、建設業界の協力が必要になるが、建設業界の調達のノウハウを共有することが出来る機関が存在していなかった。そのため建設業界でのベストプラクティスを紹介し、ノウハウを共有することでサービスの質を向上させる「建設業の再考」が提示された。「民間の専門業者同士が情報共有をすることによってサービスの質を高めることが出来る」と、「建設業が復活するためには公共が優れた発注者になることが必要である」という提言をしたイーガン報告書は参考になる。

英国では一般的に中央省庁のルールが出来上がると、それを参考に地方自治体がルールの策定を始める。第2ペーヅ報告書とイーガン報告書に基づいて、地方自治体の改善のために39の提言を行ったバイアット報告書も参考になる。このバイアット報告書に基づいてつくられた地方自治体公共調達国家戦略は昨年10月から動き出しており、2006年までに約400の英国の地方自治体の400億ポンド(約8兆円)の公共調達業務を全て見直す計画が進められている。地方自治体は、それぞれの独立性を保ちながら、大きな自治体は他の自治体との情報を共有するため、小さな自治体は今まで公共が積み上げてきた公共調達ノウハウと必要な人材を有効に利用するために「公共調達ネットワーク」を構築するという画期的な戦略である。

PFIは地方自治体のほうが導入のスピードが速いように思われるが、それぞれの地方自治体でバラバラのPFI政策を決定する前に、国が主導でPFIを含んだ公共サービスの抜本的な改革提案を提示して実行に移すべきである。そのためには、英国の改革が参考になる。英国の改革を分析し、日本流に昇華することでより良い政策立案が出来る可能性がある。

PFIを含めた公共事業改善の必要性

実施方針を公表する前の事業化検討の手順を含め、施設整備手法の根本的な見直しをわが国でも行ったほうが良いと考えられる。

英国の公共施設整備では、PFIはもう特殊な事業調達手法ではなく、公共施設整備手法の一つになっている。つまりPFIでは単に資金源が民間資金になっているに過ぎない。ちなみに、公共施設の整備は、長期に渡って施設が使われるものであるため、2000年4月よりライフサイクルコストで施設調達を行わなければならないことになり、施設の調達手法は PFI、設計施工(設計施工運営を含む)、元請契約(Prime Contracting)のどれかで契約しなければならないことになっている。

公共施設整備の概要が決まったら、その事業規模がある程度の大きさのもので、ある程度まとまった委託業務が長期的に安定して存在することが証明できる場合にはPFI事業に適したものであるとしてPFIでの検討が行われる。

長期的に施設の利用内容に大きな変動がある場合や公共から事業者へ委託できる運營業務量が十分で無い場合にはPFIでの資金調達は困難であると判断され、従来型での資金調達による手法が用いられるが、その前提は設計施工一括発注となる。

伝統的な設計と施工を別々に契約する方法は、その方法がライフサイクルで安くなることが証明できない限りは使うべきではないし、ベストVFMを追求することを考えると、BT0方式は公債を使うことによってVFMが向上するので民間資金を延払いには使うべきではない。

NPMの核心概念はVFMの追求であり、PFIもまたVFMの追求をすべきである。

行政と事業者における調停のあり方について

PFI事業は長期の継続契約であるため、契約締結時に想定できない事態が発生した場合、または契約の解釈が双方で対立してしまうような不明確条項について、公正な第三者機関によるADR的手法によって仲裁、調停をし、速やかに問題解決を図れるようなガイドラインを作成して頂きたい。

これから地方におけるPFI事業の時代に入りますが、事業規模として数億円単位のものに関しても、需要が相当数あると思います。この規模になりますと、大手金融機関のプロジェクトファイナンスと言うわけには行かなくなりますので、地方レベルの金融機関でこうした規模の融資を取り扱えるように、ファイナンシャルアドバイザーや弁護士費用などの、低減が難しいこうした取引費用に関して、定型化の努力や補助制度など設定して、民間事業者の倒産リスクなどを隔離しながら、地方の小規模なPFI事業を推進する方策を検討することが必要だと思います。

性能に関しては要求水準の性能を常に満足するようにと記載した要求水準書が一般的ですが、許容範囲等の性能の低下・向上に関する事項、保守及び修繕業務において明確に性能の許容範囲について示す必要があります。

用語の定義と費用負担を明確にすべきであります。こらが明確になっていないと適切な評価も行なえないと考えられます。

経常修繕、日常修繕、修繕、更新、大規模改修、大規模修繕等

既存文献では維持管理業務に関する性能基準が明確に示されていないので、要求水準をできるだけ具体的に性能表示する必要があります。

社会的劣化や陳腐化等の修繕の予測が難しいものについての扱いは、事業の範囲外とするか、更新時期等を明記しておくことが望ましいと考えます。

事業期間が15年を超えるものについては、大規模修繕を実施するかどうかで、事業費が大きく変わることになります。従って、公平な評価を行うためには、大規模修繕を実施するかどうかを明確にしたほうが望ましい。

業績監視の方法や修繕の判断基準を明確にしていないと、要求水準を充足しているか否かの確認や判断を客観性や合理性をもって行なうことができないおそれがあります。発注者と事業者の間で修繕や維持管理のレベルに関して見解の相違がでることが予想されるため、誰が診断を行なうのかといった建築物評価資格者制度等の体制や診断方法を明確にしておく必要があります。「建築物修繕措置判定手法(建設大臣官房庁営繕部監修)」を準拠するとなっている場合がありますが、運用面において実用的でない部分もあり、十分な検討が必要であると思われる。

提案を求める場合の評価方法やインセンティブについての記述が不十分です。民間の創意工夫、経営努力によるLCCの縮減に対してのインセンティブ付与やボーナス規定についてもその考え方を明記してください。

長期修繕計画等の作成範囲やその取扱いを明確にすべきです。(計画と実際との整合性を図る必要がどの程度あるのかを明確にすべきと考えます。また、事業期間外の修繕計画を参考値として提出させる場合がありますが、評価の対象とするのか否かを明確にすべきと考えます。)

光熱水費の負担区分や、低減に関する提案の評価方法なども課題です。

リスクの定量化については、VFMのガイドラインにも具体的算出方法、手順が示されておらず、民間側に移転されたリスクに対応する項目について、PSCにリスク調整額を負荷すると同時にPFI事業のLCCについてもリスク対応コストを事業コストに反映させる必要があります。

当該事業に直接影響する税については公共負担、法人税等民間事業者に通ずる税については、民間事業者負担というのが通例となっていますが、公共との契約により経営の裁量が限定されざるを得ないPFI事業の性格から通常の民間事業者への課税とは異なった視点での配慮が必要と考えます。

修繕業務がPF 事業に含まれる場合での、BOT・BTO等各々の方式における事業者が負担すべきリスクの考え方を明確にすべきと考えます。

(頂いた記名の御意見について、個別事業、企業名等を削除し整理したもの)

平成 16 年 2 月 13 日

「 P F I に関する意見募集について」
- 意見募集要領 -

内 閣 府
民間資金等活用事業推進室

1. 趣旨

P F I 推進委員会において、平成 1 6 年 9 月の P F I 法施行から 5 年目の節目に向けて、同法に基づく事業に対する国等の取り組み状況を検証したうえで、今後の P F I のあるべき展開方向や、P F I をさらに一層効果的に活用するために対応すべき課題について、総合的に検討することになりました。

これを受けまして、今般、P F I 推進委員会の下に設けられた総合部会において、今後の審議の参考とするため、ホームページを活用して、P F I の実務に関わられている関係者や研究者等、広く国民の皆様から現状の P F I に係る問題点や課題について意見募集を行うことにしました。

2. 意見募集要領

(1) 意見募集の対象

- ・ P F I 事業全般に関すること

(2) 意見の募集期間

平成 16 年 2 月 13 日（金）～ 平成 16 年 2 月 27 日（金）17:00 迄

(3) 意見の送付方法

氏名、住所、電話番号（F A X 番号）、電子メールアドレス、職業（又は会社名・役職名）をご記入の上、以下の何れかの方法によりご意見を送付願います。ご意見の送付にあたりましては、「意見記入用紙」を活用、若しくは参考として下さい。なお、電話によるご意見の申し出には対応しかねますので、予めご了承ください。

電子メールの場合 : 内閣府 P F I 推進室のホームページ上（URL: <http://www.iijnet.or.jp/cao/pfi/opinion-pfiiken.html>）の記入フォームから送信してください。

電子メールでのご意見の送付は「テキスト形式」として下さい

F A X の場合 : 内閣府民間資金等活用事業推進室（P F I 推進室） 宛
F A X 番号 : 03-3581-9682

郵送の場合 : 〒100-8970
東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1 中央合同庁舎 4 号館 6 階

内閣府民間資金等活用事業推進室（P F I 推進室）宛
平成 16 年 2 月 27 日（金）必着

(4)ご意見の取扱い等

皆様からいただいたご意見につきましては、今後の審議における参考とさせていただきます。なお、いただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

また、いただいたご意見につきましては、氏名、住所、電話番号、F A X 番号及び電子メールアドレスを除き、ご意見の原文のまま、又はご意見を要約した上で、公開される可能性がありますので、予めご承知おきください。

(問合せ先)	内閣府 民間資金等活用事業推進室（P F I 推進室） 大塚、榊、中村 T E L : 03-3581-9680 ~ 9681 F A X : 03-3581-9682
--------	---